

『年金生活者支援給付金制度』について

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。対象者には、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月初旬ごろに送付されますので、同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に必要事項を記入し提出してください。

■対象者

◇老齢基礎年金を受給している場合

- ・65歳以上
- ・同一世帯の全員が市町村民税非課税
- ・前年の年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下

※すべての要件を満たしている必要があります。

◇障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している場合

- ・前年の所得額が約472万円以下

■問合せ先

給付金専用ダイヤル ☎ 0570-05-4092 (ナビダイヤル)

■日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省が、電話で家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号を聞いたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

後期高齢者医療被保険者証(保険証)に関するお知らせ

後期高齢者医療の被保険者は、現在交付の保険証(ピンク色)の有効期限が9月30日(金)となっています。制度改正により、現在、窓口負担割合が1割の人のうち一定以上の所得のある人は、10月1日から医療費の窓口負担割合が2割になります。9月中に新しい保険証(オレンジ色)を送付しますのでご確認ください。

窓口負担割合は、被保険者の課税所得や年金収入をもとに、世帯単位で判定します。詳細は、保険証に同封のリーフレットをご覧ください。

■窓口負担割合が2割となる人には負担を抑える配慮措置があります

①令和7年9月30日までは、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます。

※入院の医療費は対象となりません。

②配慮措置の適用となる人で事前に高額療養費の口座を登録している場合は、後日、その口座に払い戻します。口座を登録していない人には山口県後期高齢者医療広域連合から申請書を郵送しますので手続きをお願いします。

◇配慮措置が適用される場合の計算方法

例：1か月の医療費全体額が50,000円の場合

旧負担割合(1割)①	5,000円
新負担割合(2割)②	10,000円
負担増加額③(②-①)	5,000円
負担増加額の上限④	3,000円
上限を超えた額(③-④)	2,000円

配慮措置

上限(1か月3,000円)を超えた額を払い戻します。

■ご注意ください!

役場の職員が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、ATMの操作をお願いすることはありません。不審な電話があったときは、柳井警察署(☎23-0110)または消費生活センター(☎22-2125)にお問い合わせください。

■問合せ先

- ・山口県後期高齢者医療広域連合 ☎083-921-7110
- ・田布施町健康保険課保険年金係 ☎52-5809
- ・制度改正の見直しの背景などに関するご質問 厚生労働省コールセンター ☎0120-002-719